

4 消費生活協同組合の指導・監督について

(1) 改正法の施行などに伴う共済事業の事業実施における対応について

消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）改正により、組合の共済事業においても、契約者保護を図るために必要な以下の規制が整備されたところである。

- ① 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す比率やそれに基づく早期是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定（生協法第50条の5等）
- ② 組合が財政的に脆弱な場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定（生協法第54条の2等）
- ③ 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）（生協法第10条第3項等）

なお、①の事項に関する連して、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）及び消費生活協同組合法施行規程（平成20年厚生労働省告示第139号）を改正し、健全性の基準及びその計算方法を定め、平成22年1月29日に公布したところである。

健全性の基準については、本件の施行により平成22年3月期末の決算から各組合において本件により定められた計算方法による支払余力比率を算出することとなっているが、契約者などへの十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における同基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向なども見極めつつ、

- ① 平成24年3月期末の決算から、参考指標として、同基準による支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付けること
- ② 平成25年3月期末の決算から、支払余力比率を早期是正措置の指標として適用すること

を基本とすることとした。

各都道府県においては、所管組合に対して、財務の健全性を確保する観点から、上記のスケジュールを踏まえつつ、規制に対応できるよう適切な指導・監督をお願いしたい。

消費生活協同組合の指導・監督（共済事業における規制の対応）

生協法改正

- 平成19年の消費生活協同組合法の改正により、契約者保護の観点から、組合の財務の健全性や透明性を確保するため、健全性の基準（共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準）の導入・最低出資金規制・兼業規制等を整備。

今後のスケジュール

【健全性の基準】

- ・平成22年3月期末決算から・・・ 支払余力比率の算出
- ・平成24年3月期末決算（※）から・・・ 参考指標として、支払余力比率を事業報告書に記載すること及び公衆の縦覧に供することを義務付け
- ・平成25年3月期末決算（※）から・・・ 早期是正措置の指標として適用
(※) 導入時期は十分な周知期間及び必要な準備期間を設ける観点から経済動向等も見極めつつ、上記のスケジュールとすることを基本としている。

【最低出資金規制・兼業規制】

- ・平成25年4月から適用

所管組合に対して、財務の健全性を図る観点から、これらの規制に対応できるよう、上記の今後のスケジュールを勘案しつつ、適切な指導・監督を行うことが必要。

（2）健全な運営の確保について

組合は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県においては、昨年報道された不祥事案も踏まえ、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する組合の指導に特段のご配慮を願いたい。

- ① 役員退職慰労金の支給に当たっての適正性の確保
- ② 員外利用、架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理態勢の徹底
- ③ 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ④ 組合員の個人情報の管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ⑤ 事業を利用していない組合員が多数存在する組合や休眠状態にある組合における組合及び組合員管理の徹底
- ⑥ 財務状況が悪化している組合、特に、多額の累積赤字を抱えている組合における経営の健全化

また、新たに設立される組合の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで、ご判断願いたい。

(3) 共済事業向けの総合的な監督指針の改正について

本年1月、「共済事業向けの総合的な監督指針」について、①共済代理店における組合加入手続及び②被共済者年齢の撤廃等の改正を行ったところである。

①については、利用者の利便性を向上させる観点から共済代理店で行う組合加入手続きのうち「取次ぎ」行為を認めるものであるが、「取次ぎ」行為は非組合員の要請に基づく行為であり、能動的に共済代理店が募集を行うことを認めるものではない。また、②については、共済期間が10年を超える定期共済について、従来、被共済者年齢が80歳までとされていたが、平均寿命の高齢化や他業態での扱いも踏まえて当該制限を撤廃することとしたものであり、共済事業を実施する組合を所管している都道府県におかれでは、監督業務において活用されたい。（参考資料：P53参照）

(4) 生協の子会社が行う業務の範囲について

生協の子会社が行う業務の範囲は、共済事業実施組合については生協法改正後、同法第53条の16及び第53条の18において、従属業務及び関連業務に限定されており、具体的には生協法施行規則第222条及び第227条においてその業務内容が定められているところである。

当該規定については、平成20年9月末までに行政庁へ届け出た場合は平成25年3月末までは適用されないが、それ以降は適用されるため、都道府県においてもその旨留意し、監督・検査業務に当たられるようお願いしたい。また、届出を行っていない組合については当該規定が既に適用されているため、規定に違反している場合は、指導方よろしくお願いしたい。

加えて、共済事業実施組合以外の組合も含め、組合の子会社の設立については、「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について」（昭和62年6月30日付け社生第77号厚生省社会局生活課長通知、平成3年11月7日付け社生第124号厚生省社会局長通知）により、組合の本来業務の円滑な実施のためにやむを得ない場合に限定されること、また、組合が全額出資する子会社については、その組合員もしくは会員以外を対象とした事業活動は認められない旨示されているところであるので、併せて指導方お願いしたい。

(5) 会計基準の適用について

生協法の改正により、農協法等に基づく開示と同様の開示が生協についても求められることとなり、生協の会計についても、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行をしん酌」しなければならないこととなったが、経過措置として、①退職給付に係る会計基準、②固定資産の減損に係る会計基準、③金融商品に関する会計基準及び④税効果に係る会計基準については、改正法施行後、平成22年3月31日までの間に開始する事業年度までの間は、適用しないことができることとされていたところである。

平成22年4月1日以降に開始する事業年度からは、生協の会計にこれらの会計基準も適用されることとなることから、改めて生協法施行規則及び「消費生活協同組合法施行規則の一部改正に伴う組合の財務処理等に関する取扱いについて」

（平成20年3月28日付け社援地発第0328003号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照していただき、所管組合に対する監督・検査業務に当たられるようお願いしたい。

(6) セーフティネット支援対策等事業費補助金（消費生活協同組合指導監督事業）の活用について

平成23年度予算（案）においては、組合の指導監督の充実強化を図るため、「セーフティネット支援対策等事業費補助金」において「消費生活協同組合指導監督事業」（補助率1／2）を引き続き実施することとしているので、本事業の積極的な取組を願いたい。

特に、共済事業実施組合を所管している都道府県におかれでは、（1）に述べた規制に対応できるよう、組合の財務状況を適切に把握しておく必要がある。また、共済事業実施組合以外の組合を所管する都道府県におかれても（5）の会計基準の適用に対応できるよう、当該補助金の活用などにより、公認会計士などの助言を得た上で、組合の監督・検査に努めるようお願いしたい。

(7) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

(8) 地域における生協の役割について

地域における生協の役割については、生協が一定の地域又は職域による人と人とのつながりによる組織であることから、従来より地域社会への貢献が求められている。加えて、昨今、単身世帯の増加等による孤立や高齢者等の買い物弱者問題が報道される中、生協がこれらの買い物弱者に対して見守り・買い物支援を積極的に行うことが期待されるところである。

具体的には、自治体との協働を積極的に行い、従来の宅配事業の充実のほか、地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、移動車両による食品の提供等を積極的に行なうことが期待される。

経営状況が厳しい組合もあるが、生協の期待される役割を踏まえ、各都道府県においても、所管生協が可能な限り、見守り・買い物支援に積極的に取り組むよう、所管生協と地域における生協の役割について意見交換を行う等、必要な指導をお願いしたい。

5 地方改善事業等について

(1) 地域主権戦略大綱における「ひも付き補助金」の一括交付金化と地方改善施設整備費補助金について

昨年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱において、「地域主権」を確立するため国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」にするとの方針の下、地域主権戦略会議（事務局：内閣府地域主権戦略室）において、現行の補助金、交付金（平成23年度は、施設整備費など「投資」に係る補助金、交付金が対象）について検討されてきたところである。

地方改善施設整備費補助金についても一括交付金の対象とされているところであるが、施策の緊要性を判断し、直ちに交付金化するのではなく、一定の期間（3～5年）を設定した上で、期限到来時に「廃止」又は「一括交付金化」等を判断する「特定補助金」として取り扱うよう要請してきたところである。

平成23年度予算（案）においては、本整備費補助金は「一括交付金化」されていないので、各自治体におかれでは、引き続き、当課に御協議いただき、必要な隣保館などの改築、修繕等を進めていただきたい。

(2) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館運営事業等の推進について

隣保館は、昭和28年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成8年5月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年7月）に基づき、平成9年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や同事業は実施されなかつたが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会、経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるようご周知願いたい。

また、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、ご周知願いたい。

イ 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

ウ 隣保館と関係部局、機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下で館運営が行われるよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

エ 隣保館職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

オ 隣保館運営審議会について

「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知）を制定した際、隣保館運営審議会の設置事項を削除したところであるが、従来、隣保館運営審議会が行ってきた重要事項の決定や運用に関する審議は、隣保館の運営に対し、大きな役割を担ってきたところであるので、安易に審議会を廃止することにより、その機能が失われることのないよう、管内市町村に対しご周知願いたい。

カ アイヌ生活向上関連施策事業

アイヌ生活向上関連施策事業については、北海道が策定した「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策（第2次）」（平成21年度から平成27年度までの7年間）に基づき事業の推進に努めることとしているので、地域の状況や事業の必要性に応じて実施するよう、管内市町村に対してご周知願いたい。

なお、平成21年7月に取りまとめられた「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」及び同会議の下に作業部会（①民族共生の象徴となる空間作業部会、②北海道外アイヌの生活実態調査作業部会）が開催されているところであり、②に関しては、本年1月に北海道外アイヌの生活実態に関する調査が行われ、今後、調査結果が取りまとめられる予定であるのでご了知願いたい。

（3）人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であるので、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、一昨年、一部の自治体、社会福祉協議会が実施する結婚相談事業において、相談申込書や登録カードの項目等に基本的人権への配慮が欠けていたとして、改善が行われたという事例が発生したところである。結婚相談事業については、相談者の個人情報を扱うこととなることから、基本的人権の尊重及びプライバシーの保護が十分に確保されるよう、管内市町村などに対して指導されたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

こうしたことが二度と起きないようにするためにも関係者などに対する啓発・研修は、ただ漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について

平成23年度の全国民生委員児童委員大会は、青森県において開催することとしているので、ご了知願うとともに、管内市町村等への周知をお願いする。

平成23年度第80回全国民生委員児童委員大会

- 開催日：10月27日（木）～28日（金）
- 会 場：青い森アリーナ 他 （青森市）

2 全国ボランティアフェスティバルについて

平成23年度の全国ボランティアフェスティバルは、東京都で実施される予定どなっており、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いする。

第20回全国ボランティアフェスティバルTOKYO

- 開催日：11月12日（土）～13日（日）
- 会 場：両国国技館 他 （東京都）

參 考 資 料